

中型まき網漁業（県外入漁）

番号	制限措置（規則第11条関係）							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
-	いわし・あじ・さばまき網漁業 (愛媛県漁業者)	7隻	5トン以上 20トン未満	定めなし	<p>大分県大分市関崎灯台から同市高島西端及び同島東端を経て愛媛県西宇和郡伊方町童子鼻に至る線と高知県大藤島頂上、第2の(5)の点、第3の(7)の点及び(6)の点を順次結んだ3直線との両線間における両県海域とする。ただし、共同漁業権の漁場区域及び第3の(1)から(6)までの点を順次結んだ5直線以西の大分県海域並びに(1)から正東及び正西の線以北の大分県海域を除く。</p> <p>第2-(1) 大分県大分市高島東端と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬とを結んだ直線の中央点</p> <p>(2) 次のアの点とイの点とを結んだ直線を10等分し、アから4分の点</p> <p>ア 大分県佐伯市鶴見水の子灯台と愛媛県宇和島市御五神島西端とを結んだ直線上、同水の子灯台から5,450メートルの点</p> <p>イ 愛媛県宇和島市御五神島西端と大分県佐伯市鶴見水の子灯台とを結んだ直線上、同御五神島西端から5,450メートルの点</p> <p>(3) 大分県佐伯市米水津鶴見崎と愛媛県南宇和郡愛南町横島南西端とを結んだ直線の中央点</p> <p>(4) 大分県佐伯市蒲江芹崎と愛媛県南宇和郡愛南町高茂崎とを結んだ直線の中央点</p> <p>(5) 高知県宿毛市大藤島頂上から同市鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎とを結んだ直線の中央点を見通した直線と、(3)の点と(4)の点とを結んだ直線の同(4)の点の側の延長線との交点</p> <p>第3-(1) 大分県津久見市沖無垢島最東端</p> <p>(2) 大分県津久見市高甲岩東端</p> <p>(3) 大分県佐伯市上浦蒲戸崎磁針方位90度1,000メートルの点</p> <p>(4) 大分県佐伯市鶴見大字大島先ノ瀬頂上</p> <p>(5) 大分県佐伯市米水津鶴見崎磁針方位96度1,000メートルの点</p> <p>(6) 大分県佐伯市蒲江芹崎</p> <p>(7) (6)の点真方位135度の直線と、大分県佐伯市蒲江深島灯台と第2の(5)の点を結んだ直線との交点</p>	11月1日から 翌年の10月31日まで	愛媛県知事から中型まき網漁業の許可を受けた者であつて、「大分・愛媛両県沖合におけるまき網漁業の操業に関する覚書」に参加する者	周年

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 4 この告示に係る許可の有効期間は、令和7年11月1日から令和8年10月31日までとする。